特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○

18　第12条第３項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ　「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ　「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○
【移転登録申請に係る特許番号】
特許第○○○○○○○号、特許第○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○号、特許第○○○○○○○号

ハ　「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ　「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ　相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ヘ　特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料　円」、「登録免許税　円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト　特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、２以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
　【援用の表示】
【物件名】
　【援用の表示】

19　第５条第１項に規定する「権利の継承を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併又は分割によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20　第６条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第１項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

21　相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用し